規制の事前評価書(要旨)

<u>法律又は政令の名称</u> 規制の名称	脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律案 低炭素水素等の供給を促進するための措置の創設
規制の区分	塩灰素水素等の快船を促進するに800円直の創設 ・ 電設 改正(拡充、緩和)、廃止
担当部局	資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部水素・アンモニア課
評価実施時期	令和6年2月
規制の目的、内容及び必要性	①規制を実施しない場合の将来予測(ベースライン) 現在、我が国において製造されている水素等の大半が化石燃料由来であるところ、低炭素水素等の供給を促進するための措置を講じなければ、コスト面で 競争優位な化石燃料由来の水素等の供給に中長期的に収れんされ、上記の国際公約を果たせないことに加え、2050年カーボンニュートラルに向けた取組が 進展しない可能性がある。
	② <u>課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討(新設にあっては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性)</u> 【課題及びその発生原因】 現状の足下では低炭素水素等が安定的かつ低廉に供給されている状況ではない。このため、水素等のサプライチェーンの上流に当たる、水素等の供給をする事業者(以下「水素等供給事業者」という。)に対して、低炭素水素等の供給の促進を求める措置を講じる必要がある。
	【規制以外の政策手段の内容】 低炭素水素等と既存の化石燃料との間に大きなコスト差がある現状を踏まえれば、低炭素水素等の供給拡大に向けて政府資金による支援が必要である。 このため、水素・アンモニア政策小委員会においては、「価格差に着目した支援」や「拠点整備支援」といった支援措置を講じようとしているところである。 他方、中長期的に低炭素水素等の供給を促進していくためには、短中期的な支援措置だけではなく、水素等を供給しようとする事業者が自主的な判断の下 に計画性を持って、低炭素水素等の供給に向けて取り組むことができるような措置が必要である。
	【規制の内容】 経済産業大臣は、水素等供給事業者が低炭素水素等の供給を促進するために取り組むべき措置に関し、判断の基準となるべき事項(以下「判断基準」という。)を定め、必要に応じて指導及び助言を行う。また、供給する水素等の量が政令で定める要件に該当する水素等供給事業者に対しては、判断基準に照らして取組が著しく不十分であると認めるときは、勧告、公表及び命令を行うことができることとする。
直接的な費用の把握	質用の要素 (の) 第中部中による体圧体化 (小などによって)
(遵守費用)	③ 「適守費用」は金軽価値化(少なぐとも定量化は必須) 水素等供給事業者においては、自主的な目標の作成等に係る事務費用や人件費の発生が想定されるが、事業者による自主的な目標を設定させる予定であるため、過大な費用の負担を強いるものではない。 なお、事業者の自主的な判断の下、低炭素水素等を供給するための設備の切替え(水電解装置の導入等)を行う場合、当該設備の切替えに伴う設備費用の発生が想定されるが、設備投資に要する費用はそれぞれ異なることに加え、現時点で事業者の具体的な取組を予見することは難しいため、定量的な推計は困難である。
(行政費用)	対象事業者の実施状況に係る任意のサンプリング調査等に係る業務(質問票の作成、配布及び回答の取りまとめ等)が発生することが想定されるが、通常の業務の範囲内で行われることが想定されるため、追加的な行政費用は発生しない。
	④規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意 規制緩和ではないため、該当しない。
直接的な効果(便益)の把握	便益の要素
	<u>⑤効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要</u> 低炭素水素等の供給が促進されることで、脱炭素化が難しい分野におけるグリーントランスフォーメーション(以下「GX」という。)が推進されることが見込まれる。
	⑥可能であれば便益(金銭価値化)を把握 今回の措置により、例えば、鉄や化学といった脱炭素化が難しい分野におけるGXが推進されるが、これらの便益は事業者の自主的判断の下に行われる取 組の結果によるため、現時点では、これを定量的に算定することは困難である。
	⑦規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計 規制緩和ではないため、該当しない。
<u>副次的な影響及び</u> 波及的な影響の把握	③当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要 特になし。
費用と効果(便益)の関係	②明らかとなった費用と効果(便益)の関係を分析し、効果(便益)が費用を正当化できるか検証 今回の措置に伴う遵守費用及び行政費用は限定的である一方で、低炭素水素等の供給の促進により、脱炭素化が難しい分野におけるGXを推進することが可能となる。
代替案との比較	⑩代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果(便益)の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明 本規制の代替案としては、次のような代替案が想定される。
	【代替案の内容】 判断基準の対象となる事業者のうち、一定要件を満たす全ての事業者に、判断基準を踏まえた低炭素水素等の供給の状況を定期的に経済産業大臣に報告する義務を課し、必要に応じて経済産業大臣が勧告、公表及び命令をすることができることとする。 【費用】
	 遵守費用 定期報告義務を課すことにより、対象事業者における取組状況の定期報告様式への記載、社内決裁及び提出等に係る事務費用並びに人件費等が発生することが想定される。 ・行政費用
	定期報告されたものの取りまとめ、対象事業者からの問合せ及び未提出者への催促等に要する費用が想定される。 【本規制案と代替案の比較】 定期報告義務と同様の効果は、この法律を運用していく中で、対象事業者に報告徴収を発出することで代替可能であるため、より遵守費用が少ない本規制 案は、妥当なものであると言える。
その他の関連事項	①評価の活用状況等の明記 本規制案については、総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会水素・アンモニア政策小委員会及び資源・燃料分科会脱炭素燃料政策小委員会における計13回の審護(うち、5回は産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会水素保安小委員会を含む合同会議)を経て、令和6年1月29日に取りまとめられた「中間とりまとめ」の内容を踏まえて立案している。
	<水素・アンモニア政策小委員会> https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/shoene_shinene/suiso_seisaku/index.html 〈脱茂素総料政策小委員会> https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/shigen_nenryo/nenryo_seisaku/index.html 〈水素保安小委員会> https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/hoan_shohi/hydrogen/index.html
事後評価の実施時期等	①事後評価の実施時期の明記 本規制案については、法律の施行後5年を目途として事後評価を実施する。
	①事後評価の際、費用、効果(便益)及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。 事後評価に向け、以下の指標により費用、効果等を把握することとする。 【遵守費用】
	判断基準に従って講じた取組に要した費用(対象事業者への調査・ヒアリング等により把握) 【行政費用】 対象事業者の実施状況に係る調査に要した費用
	【効果(便益)】 低炭素水素等の製造量又は輸入量(対象事業者への調査・ヒアリング、民間団体等の調査結果に関する情報収集等により把握)
備考	特になし。